

第 5 号

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県監査委員に関する条例(昭和39年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(熊本県下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県下水道事業の設置等に関する条例(昭和63年熊本県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条の4第1項第2号」を「第173条の5第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。